

厚木市権利擁護支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見制度の総合的な推進を図るとともに、高齢者及び障がい者の虐待による権利侵害を解消するため、厚木市権利擁護支援センター事業(以下「事業」という。)を実施することにより、更なる地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するために、厚木市権利擁護支援センターを設置する。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、厚木市とする。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 成年後見制度に係る業務

- ア 成年後見制度に係る相談支援
- イ 市民後見人の養成と活動支援
- ウ 成年後見制度の普及啓発
- エ 法人後見に係る相談支援
- オ その他市長が必要と認めるもの

(2) 高齢者・障がい者の虐待に係る業務

- ア 虐待に係る届出の受理
- イ 虐待に係る相談及び助言
- ウ 虐待防止に係る広報及び啓発活動
- エ その他市長が必要と認めるもの

2 事業の実施に当たっては、関係行政機関等と連携を図り、円滑な運営に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。